



市章

大津市公報

令和3年12月22日
号外(第61号)発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

○ 規

則

- 86 大津市交通安全対策会議規則…………… 1
87 大津市交通指導員設置条例施行規則を廃止する規則…………… 1

規 則

大津市交通安全対策会議規則を公布する。

令和3年12月22日

大津市長 佐藤 健 司

大津市規則第86号

大津市交通安全対策会議規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大津市交通安全条例(令和3年条例第59号)第15条第9項の規定に基づき、大津市交通安全対策会議(以下「対策会議」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長の職務)

第2条 会長は、会務を総理する。

2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 対策会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員(議事に関係のある特別委員を含む。次項において同じ。)の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 対策会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第4条 対策会議に幹事を置く。

2 幹事の定数は、25人以内とする。

3 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

4 幹事は、対策会議の所掌事務について、会長、委員及び特別委員を補佐する。

(庶務)

第5条 対策会議の庶務は、市民部自治協働課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、対策会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

大津市交通指導員設置条例施行規則を廃止する規則を公布する。

令和3年12月22日

大津市長 佐藤 健 司

大津市規則第87号

大津市交通指導員設置条例施行規則を廃止する規則

大津市交通指導員設置条例施行規則(昭和43年規則第21号)は、廃止する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。